

法定

宇都宮地域合併協議会だより

●発行 宇都宮地域合併協議会
●編集 宇都宮地域合併協議会事務局
〒320-8540 宇都宮市旭1-1-5
Tel.028-632-2105 Fax.028-632-5425
E-mail info@u-gappei.jp

No. 03

平成16年5月19日発行

コスモスはギリシャ語で
「調和」という意味です。



姿川地区市民センター

まちの横顔 ～今回は宇都宮市を紹介します～



屋台横丁

第3回の合併協議会が4月16日に開かれました。

今回の会議では、「平成16年度の事業計画、収支予算」と合併協定項目のうち、「財産の取扱いについて」及び「公共的団体等の取扱いについて」が審議され、それぞれ原案どおり承認されました。

また、「議会制度（議会の議員の定数及び任期の取扱い）について」及び「市町建設計画（中間案）について」小委員会の審議状況が報告され、委員の意見をお聴きしました。議会制度については、「民間も大変厳しい経済状況なので、住民の気持ちを汲み取って考えてほしい。」などの意見があり、これからも小委員会でも継続して協議されることになりました。

今後の協議会では、「地方税の取扱い」や「使用料・手数料等の取扱い」など、皆さんの生活に直接的に関わる内容が審議されることになります。

皆さんも合併協議会を傍聴してみませんか。傍聴についてのお知らせは、裏表紙にあります。

議会の議員の定数 及び任期の取扱い

議会の議員の定数及び任期の取扱いについては、議会制度小委員会において審議がなされています。これまでの審議状況について、協議会で経過報告がありましたのでお知らせします。

宇都宮地域の合併方式は、編入合併ということが確認されています。

編入合併の場合には、基本的に、編入される自治体の議員は全員失職ということになります。しかし、合併特例法では、激変を緩和することによって、合併を促進するとともに、新市の運営を円滑にするため、「定数特例」および「在任特例」の制度を適用することもできるようになっていきます。

定数特例

宇都宮市の議員全員が引き続き在任し、編入される3町の区域においては、議員定数は人口に応じて決まり、合併後選挙を実施することになります。

(新市の議員数・宇都宮市45名、上三川町3名、上河内町1名、河内町3名、合計52名)

在任特例

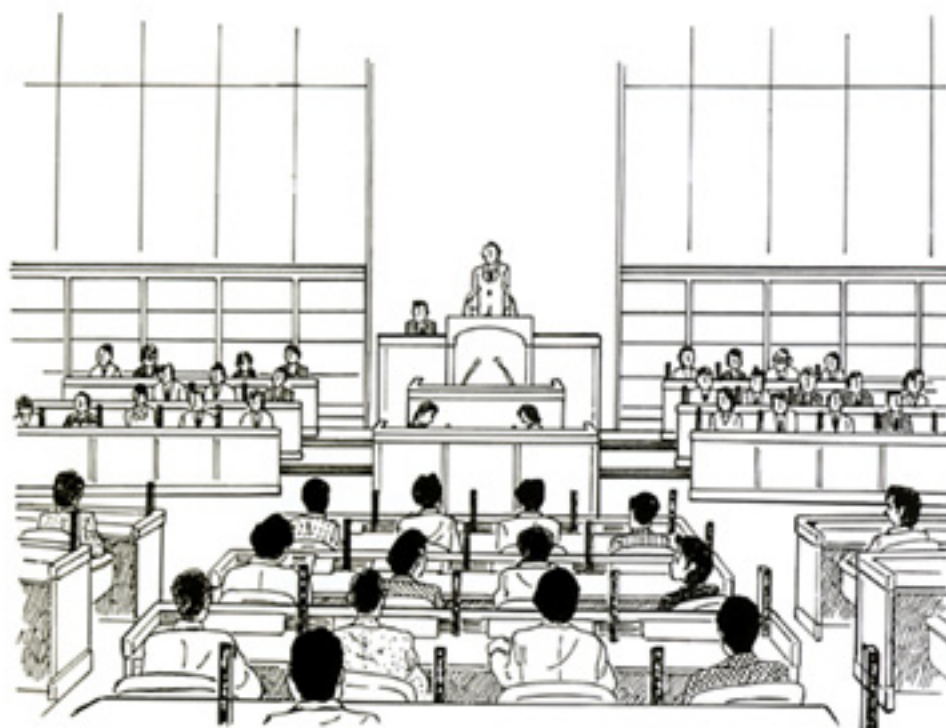
関係市町の議員全員が合併後も引き続き、新市の議員として在任することになります。

(新市の議員数・宇都宮市45名、上三川町20名、上河内町16名、河内町20名、合計101名)

議会制度小委員会での

これまでの審議状況

議会制度小委員会では、特例を適用する場合、基本原則による場合、合併後、議会を解散し、新定数で選挙を行う場合など、あらゆる場合の審議・議論がなされました。現在までの審議においては、いずれかの特例を適用することが必要であることで合意が図られており、今後も引き続き審議が重ねられます。



これまでの議会制度小委員会における「在任特例」、「定数特例」に対する主な意見

(肯定意見)

- ・急激に町の議員の数が減少するのは問題がある。
- ・町の住民の意見反映がなされなくなる懸念がある。
- ・市町建設計画の執行経過を見守る必要がある。
- ・全国でコスト面での批判があるが、コスト増は、一時期を捉えたときの問題である。また、議員間の報酬に格差を設ける方法も考えられる。

(否定意見)

- ・意見反映のために全員の在任が必要であるか疑問がある。101人の議員から成る議会づくりは、新市において適切ではない。
- ・議員数やコスト面から、住民の理解は得られない。また、議員間の報酬に差異を設けることは、議員の役割を勘案すると適切ではない。
- ・住民の理解が得られない方法であり、在任特例は適用しないことを先に決めるべき。例えば在任特例を決めても住民運動によって再協議となることもありうることを認識すべき。

(肯定意見)

- ・新市全体として概ね住民1万人に対し、議員が1人となり、公平な代表性の確保の観点から適切である。
- ・コスト面でも合併による効果を引出すことができる。

(否定意見)

- ・在任特例と比較し、大幅に3町の議員数が減少するものであるため問題がある。
- ・合併前の旧町の出身議員が計7人ということになり、7人のみの意見が反映されるのか懸念がある。

特例を適用した場合の議員定数と議員報酬等のシミュレーション

区 分		合併時～ 平成19年4月	平成19年5月～ 平成23年4月	平成23年5月以降
シミュレーション1 合併時のみに定数特例を適用 する場合	議員定数	52人	56人	
	報酬等年額	666百万円	717百万円	
シミュレーション2 合併時に定数特例、合併後の 最初の一般選挙にも定数特例 を適用する場合	議員定数	52人	56人	
	報酬等年額	666百万円	717百万円	
シミュレーション3 合併時のみに在任特例を適用 する場合	議員定数	101人	56人	
	報酬等年額	1,292百万円	717百万円	
シミュレーション4 合併時に在任特例、合併後の 最初の一般選挙に定数特例を 適用する場合	議員定数	101人	52人	56人
	報酬等年額	1,292百万円	666百万円	717百万円

【一般選挙】

【一般選挙】

※議員定数のうち56人は、新市の人口が50万人以上となることから、地方自治法の規定による上限の人数を想定しました。

議会制度小委員会を公開します

議会制度小委員会を公開することになりました。傍聴を希望する方は、ホームページで開催日時等を確認してください。アドレスは、裏面にあります。

表紙

●屋台横丁／今年4月24日、日野町通りと馬場通りを結ぶ区間(二荒町)にオープンした、約20店舗の屋台の集まる空間。オープン初日は1,000人以上が訪れ、宇都宮市中心部に新たな「にぎわい」を生み出しています。●姿川地区市民センター／昨年12月に移転新築した宇都宮市姿川地区市民センター。市内には11の地区市民センターがあり、さまざまな地域活動の拠点となっています。

合併協定項目の審議状況をお知らせします。

公共的団体等の取扱いについて

承認

公共的団体等については、地方自治法に規定する総合調整権に基づき、新市の速やかな一体性の確立に資するため、各団体の実情を尊重しながら、合併時に統合するよう調整に努めるものとする。なお、統合に時間を要する団体は、将来統合するよう調整に努めるものとする。

参考:公共的団体等の主な例

団体等の名称	宇都宮市	上三川町	上河内町	河内町
社会福祉協議会	宇都宮市社会福祉協議会	上三川町社会福祉協議会	上河内町社会福祉協議会	河内町社会福祉協議会
シルバー人材センター	宇都宮市シルバー人材センター	上三川町シルバー人材センター	(社)上河内町シルバー人材センター	河内町シルバー人材センター
保護区保護司会	宇都宮保護区保護司会	石橋保護区保護司会	上河内町保護司会(宇都宮保護区)	河内町保護司会(宇都宮保護区)

このほかに、自治会連合会、地域婦人連絡協議会等があります。

財産の取扱いについて

承認

上三川町、上河内町、河内町の財産(権利及び義務を含む。)は、すべて宇都宮市に引き継ぐものとする。

参考:主な財産の状況

(H15.3.31現在)

財産の種類	宇都宮市	上三川町	上河内町	河内町
公有財産	土地(㎡)	8,145,955	762,762	988,929
	山林(㎡)	1,297,908	—	841,264
	出資による権利(千円)	1,667,409	68,546	31,268
債権(千円)	1,817,292	41,444	—	—
基金	現金(千円)	27,000,895	4,086,553	1,343,241
	土地(千円)	421,241	98,258	195,853
				300,294

宇都宮地域合併協議会では、協議会のさまざまな情報をお知らせするため、ホームページを開設しています。最新情報や合併協議会の紹介、協議会の会議録などがご覧いただけます。

◆アドレス <http://www.u-gappei.jp/>

◆Eメール info@u-gappei.jp

◆各市町ホームページ◆

- 宇都宮市 <http://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/>
- 上三川町 <http://www.town.kaminokawa.tochigi.jp/>
- 上河内町 <http://www.town.kamikawachi.tochigi.jp/>
- 河内町 <http://www.town.kawachi.tochigi.jp/>

協議会は、どなたでも傍聴することができ、希望する方は、直接会場までお越しください。傍聴受付は、定員(20名)になり次第締め切らせていただきます。ただし、受付開始時点で定員を超える傍聴希望者がいる場合は、抽選により決定します。なお、駐車場には限りがございますので、なるべく公共交通機関をご利用ください。

お知らせ

第4回合併協議会が開催されます。

●日時/平成16年5月31日(月)

午後2時から

●傍聴受付/午後1時30分から

1時55分まで

●会場/宇都宮市役所14大会議室

(14階)